主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人稲垣利雄、同黒坂一男上告趣意について。

しかし、本件は旧刑訴の適用を受ける事件であつて、旧刑訴法上のいわゆる強制 弁護事件ではない。そして、憲法三七条三項は、被告人が自ら弁護人に依頼するこ とができない場合には国でこれを附する旨を被告人に告知すべき義務を裁判所に負 わせているものでないことは当裁判所大法廷の判例とするところである。(昭和二 四年(れ)二三八号同年一一月三〇日大法廷判決判例集三巻一一号一八五七頁以下 参照)。されば、所論は採用し難い。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 竹原精太郎関与

昭和二五年七月二七日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 斎
 藤
 悠
 輔

 裁判官
 沢
 田
 竹
 治
 郎